

子育て世代包括支援センターについて

1 設置の経緯

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する、支援拠点の整備平成29年4月児童福祉法の改正により、市町村での設置が努力義務となる。平成32年度末までに全国展開を目指す。

2 基本要件

- (1) 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること
- (2) ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること
- (3) 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと

3 求められる事業内容

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
- (2) 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- (3) 支援プランを策定すること
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと
- (5) 母子保健事業
- (6) 子育て支援事業

4 長岡市子育て世代包括支援センターの設置について

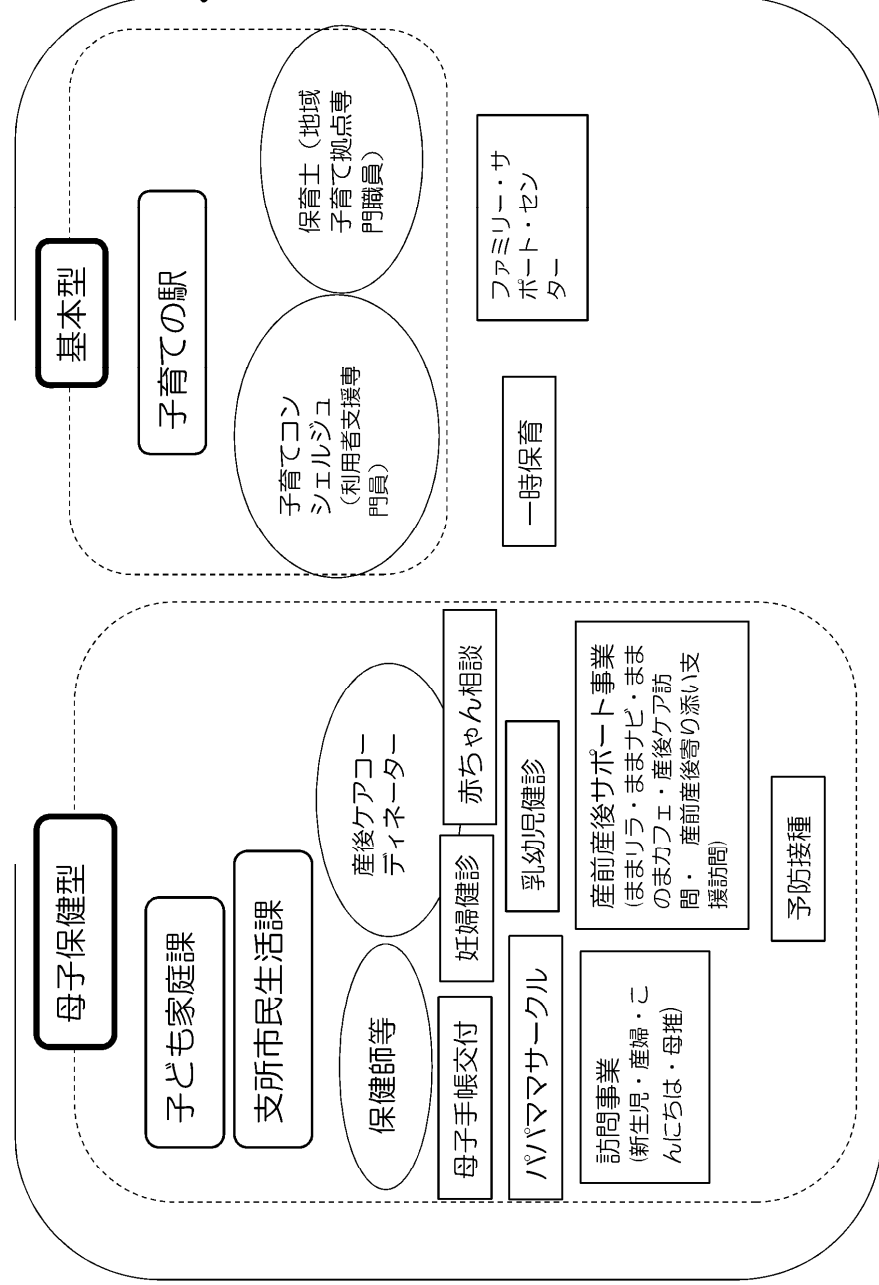
平成27年度から、産後ケアケアコーディネーターの配置、産前産後サポート事業の実施、子育てコンシェルジュの配置など妊産婦支援を充実させてきている。

要件、求められている事業についても実施していることから。平成29年度から長岡市子育て世代包括支援センターとして実施する。

実施場所：教育委員会子ども家庭課、支所市民生活課、子育ての駅

長岡市子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)体系図

子育て世代包括支援センター



主な関係機関

